

1. 令和6年度第4回国民健康保険運営推進会議において示した対応方針（概要）

仮に令和9年度に準統一が達成できない場合、準統一に向けた取組を加速化させる趣旨で、準統一の前提条件*を達成した市町村に対して、特別交付金（県繰入金）等でインセンティブを設ける。 *前提条件…令和9年度に市町村標準保険税率どおりの税率を設定し、法定外一般会計繰入れを実施しない。

インセンティブA

準統一以降、県2号繰入金の規模を縮小し、これにより生じた剰余金を県1号繰入金に振り替えることで、納付金を減算する。

準統一を達成できなかった場合

この減算効果を、前提条件を達成した市町村にのみ配分する。

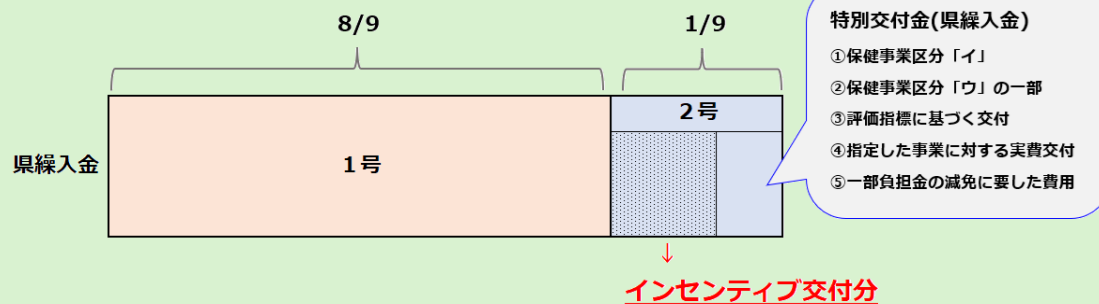
計算式①で得られる総額を、計算式②のシェアで按分して交付し、保険税必要額から差し引く。

計算式① 県繰入金の1/9 -

その他に特別交付金(県繰入金)から交付する額

計算式② 市町村の保険税必要総額(収納率による調整前) ÷

前提条件達成市町村の保険税必要総額(収納率による調整前)の合計



インセンティブB

保健事業区分「ア」のうち特定健診等国庫負担金の対象項目については、国が定める単価にかかわらず全額を普通交付金から措置する。

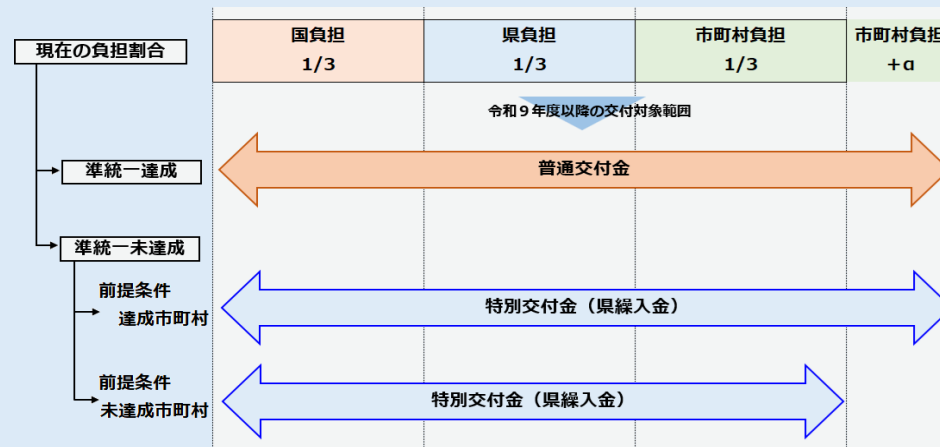
準統一を達成できなかった場合

保健事業区分「ア」に係る費用は特別交付金(県繰入金)から措置する。

準統一の前提条件の達成状況に応じて、以下のとおり交付する。

達成市町村 国が定める単価にかかわらず全額を措置する。

未達成市町村 国が定める単価で計算された国庫負担対象額に限り措置する。

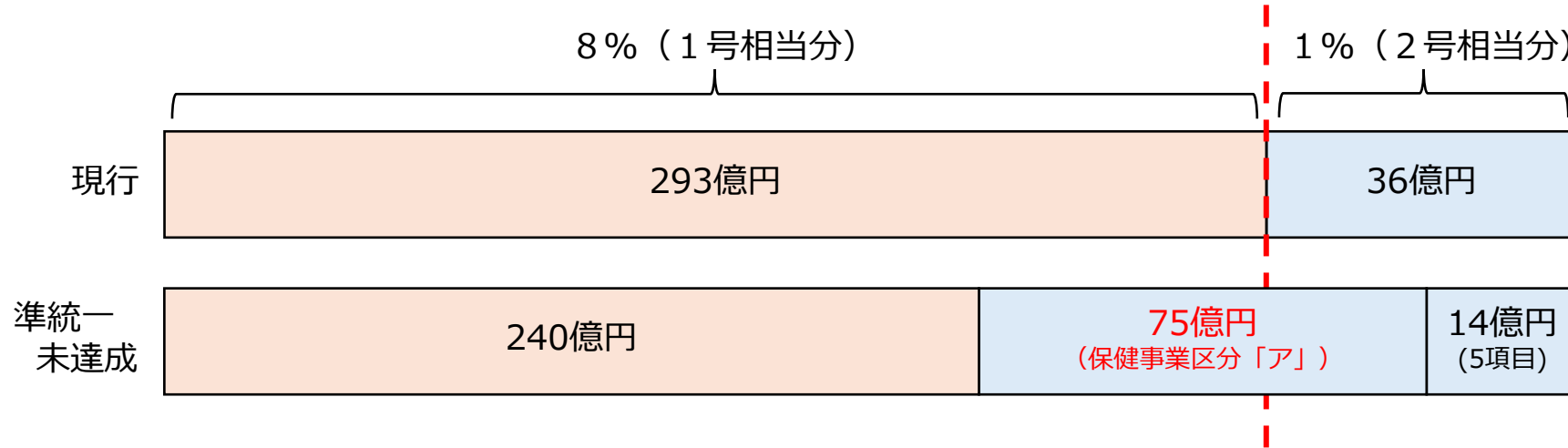


2. 懸念点

特別交付金（県繰入金）の交付額に係る規定（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下、「算定政令」という。）第6条第6項第3号）法第七十二条の二第一項の規定による繰入金（当該都道府県の条例で定めるところにより、当該市町村における財政の状況その他の事情に応じた特別交付金の交付に充てられる部分に限る。）の額。

➤ **特別交付金（県繰入金）は、県繰入金を財源として、この範囲内において交付する。**

インセンティブの実現可能性を検証



【前提条件】

- ◆ 県繰入金
R8年度当初予算額
- ◆ 保健事業区分「ア」
R7年度所要額調査より
(市町村負担額×3の額)
- ◆ 5項目
準統一以降に特別交付金（県繰入金）によって交付する5項目を指す。
保健事業の所要額調査及びR7年度特別交付金（県繰入金）交付額より見込額を算出。

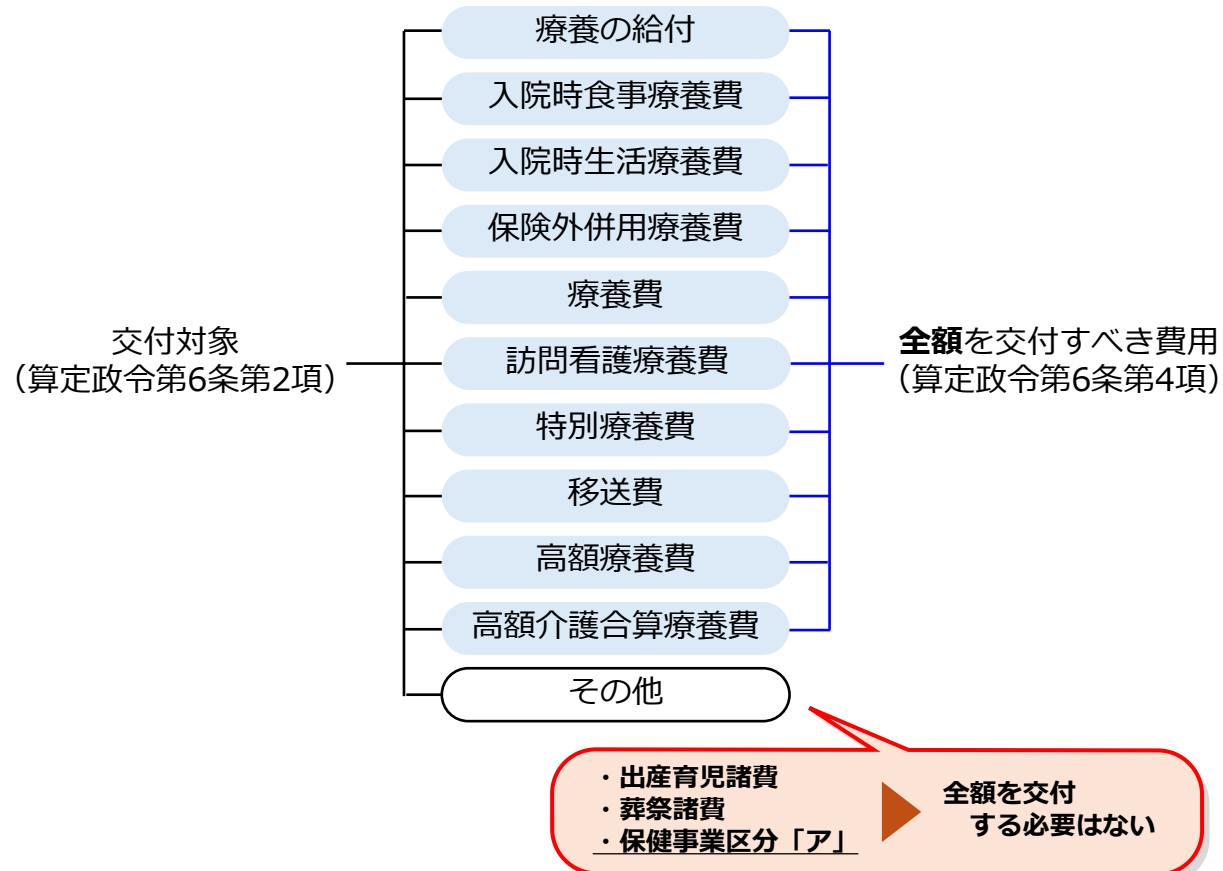
- **納付金の抑制のために活用する県1号繰入金**が縮小
- **県2号繰入金の必要額が県繰入金の1/9を上回り、インセンティブAを発動できない**

インセンティブBについて、特別交付金（県繰入金）に代わる交付方法の検討が必要

3. 対応案

準統一の達成状況に関わらず、保健事業区分「ア」に係る費用は普通交付金によって交付する。
ただし、達成できなかった場合においては、前提条件の達成状況に応じて、現行と同様の考え方に基づいて交付額に差異を設ける。

◆ 普通交付金の交付対象及び交付額の考え方



◆ 保険料水準統一加速化プラン（第2版） p.13~p.14

市町村個別の歳出項目の取扱いについて、
「都道府県全体の歳出項目とし、市町村間の公平性を担保するため、都道府県内で共通の基準支給額を設定する事例が多い。」

※ 他県の例（イメージ）

- ・ 国庫負担金の補助対象となる基準額
- ・ 単価aによる額と単価bによる額のいずれか低い方 等

➤ 交付対象「その他」については、全額を交付しない事例あり

普通交付金の交付による方法であっても、
交付額について差異を設けることは可能。

➤ 普通交付金によりインセンティブBを実施する。